

年度末の退会及びその他の諸手続について（依頼）

年度末の退会及びその他の諸手続について、次のとおりご周知いただきますようお願いいたします。

1 年度末に退職、異動、転出となる方

(1) 退会届

- ・退会届の提出は、横浜市立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）、神奈川県教育福祉振興会（以下「県振興会」という。）ともに不要です。
- ・任意退会を希望する場合のみ、退会届（互助会ホームページからダウンロード）を提出してください。
- ・任意退会後は再加入できませんので、ご注意ください。

※定年退職後に再任用教職員になれる会員（週38時間45分未満の方も含む）は、自動的に継続加入となります。4月以降加入を希望されない場合は、提出期限までに退会届（県振興会欄は記入不要）をご提出ください。

職員種別	事由	退会届の提出
正規・再任用	<ul style="list-style-type: none"> ・退職（定年、自己都合、死亡） ・教育委員会事務局等への異動 ・国大附属、県機関へ転出 	不 要
育児休業代替任期付・ 臨時的任用	<ul style="list-style-type: none"> ・任期終了（次の任用が開始された場合は自動的に継続加入） 	
全ての会員	<ul style="list-style-type: none"> ・任意退会 	必 要

ア 提出期限

令和3年3月11日（木）必着

退会届が提出期限に間に合わなかった場合は、4月分の会費や保険料（団体扱い生命保険及び生活年金共済加入者のみ）が給料から控除されてしまうことがあります。

イ 提出先

横浜市立学校教職員互助会

通常の学校メール便にて、互助会、県振興会欄のそれぞれの所属長印及び事務担当者印を押印の上、ご提出ください。

(2) 会員証

年度末退職等で退会される場合、互助会の会員証は破棄してください。（返却不要）

県振興会の会員証は、県振興会に返却してください。（回収方法は3月発行の「振興会だより」をご覧ください。）

(3) 団体扱い生命保険/生活年金共済

- ・退職・異動等で会員の資格を喪失すると、団体扱い生命保険は個人扱いとなります。（支払い方法等については、保険会社に連絡してください。）
- ・生活年金共済に加入されている会員は、3月末日で脱退となります。（手続不要）
- ・退職後、再任用として引き続き互助会会員の場合は、団体扱い生命保険、生活年金共済とも継続加入となります。（手続不要）

(4) 永年勤続退職者旅行券引換券

令和3年3月末に退職される会員へお渡しする永年勤続退職者旅行券引換券は、以下のとおりです。

対象者	勤続年数	旅行券引換券
互助会の会員期間が10年以上で退職又は死亡した会員	10年～19年	50,000円相当
	20年～29年	100,000円相当
	30年以上	130,000円相当

●配付時期・方法 令和3年3月中旬頃（予定）に、所属を通じてお届けする予定です。

●引換期間 **令和3年4月1日～令和4年3月31日**

※令和3年3月中は引換えができませんので、ご注意ください。

※再任用教職員が退職する場合は対象外です。

2 その他の諸手続

(1) 休業や無給休職となる会員

- ・自己啓発等休業、配偶者同行休業、大学院修学休業、自己啓発休職に該当する会員は、会員資格は中断となり、復帰後に会員資格が復活します。（手続不要）
- ・期間中は会費の徴収はありません。また、リフレッシュ補助券の配付はありません。
- ・中断期間中に祝金等の給付事由が発生した場合は、復帰後に請求可能です。

(2) 海外日本人学校派遣期間終了の会員の県振興会再加入手続

海外日本人学校派遣に伴い県振興会を一時退会していた会員は、派遣期間終了後、再加入の手続が必要です。加入申込書（互助会ホームページからダウンロード）の県振興会の欄のみ記入し、4月30日（金）までに互助会へ提出してください。令和3年4月1日付けの加入となります。

(3) 令和3年4月1日付けの新採用教職員、任期付職員等の加入について

新採用教職員の方、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員の方の加入手続は3月初旬に改めて通知いたします。

なお、平成29年4月以降に教育委員会事務局へ異動された方、横浜市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校（以下「市立小学校等」という。）以外の学校に転出された方は、市立小学校等に戻った時点で、加入に変更となりますので、加入申込書は不要です。県振興会の加入については別途案内文書を送付いたします。

(4) 令和3年4月1日付けの人事異動に際しての互助会への手続きについて

横浜市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校間の異動時の場合は手続不要です。

(5) 未加入者の加入

現在まで互助会または県振興会に加入されていない方（過去に任意退会された方を除く）で、令和3年4月1日付けの加入を希望される方は、加入申込書（互助会ホームページからダウンロード）を互助会、県振興会欄それぞれの所属長印及び事務担当者印を押印の上、3月31日（水）までに互助会へ提出してください。3月31日（水）までに互助会に加入申込書が届いた場合は、4月1日付けの加入となり、リフレッシュ補助券（8,000円）が支給されます。

ご不明な点がございましたら、互助会までお問い合わせください。

連絡先 横浜市立学校教職員互助会

電話：045-305-6800

FAX：045-620-9012